

あ

○ ICT

コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをいう。

○ NPO

利益の追求よりも、その社会的な使命の実現のために活動する民間非営利組織をいい、一般的には特定非営利活動法人（NPO法人）をいう。

○ 「生きる力」

- ・ 基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・ 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力 等

（中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）（平成20年1月17日）から抜粋）

○ 一時保護所

虐待を受けた子どもや一時的に保護者等の養育が受けられなくなった子どもを保護する施設

か

○ 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態

○ 家族再統合

虐待等により分離している子どもと家族の関係を再構築し、子どもが再び家庭で生活できるようにするための支援

○ **学校運営協議会**

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参加するための合議制の機関。
京都市では、学校運営について「協議」するだけでなく、多くの市民のボランティアの参画を得て、共に「行動」する「京都方式」の学校運営協議会を運営している。

○ **家庭的保育事業**

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）の子どもを対象に保育を行う事業

○ **危険ドラッグ**

覚醒剤や大麻等の規制薬物と類似した化学物質を混入させた植物片等で、体内摂取により、これら規制薬物と同様の有害性が疑われるものをいう。

○ **休日保育事業**

保護者の就労等により、日曜、祝日等に家庭で保育できない児童を保育園において保育する事業

○ **居宅訪問型保育事業**

障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が閉園した地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において一対一で保育を行う事業

○ **ぐ犯**

度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者等との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱等、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動

○ **グループホーム**

社会的養護においては、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設をいう。

○ **合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

○ **子育てサークル**

子育て中の親子が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流等を行っているグループ（主に乳幼児を育てている親とその子が対象）

○ **子育てサロン**

民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会、自治会、ボランティア等が中心となって、子

育て中の親子にふれあいと交流の場を提供する取組（主に乳幼児を育てている親とその子が対象）

○ **子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）**

子育て中の親子が気軽につどい、交流できる場を提供する事業。子育てアドバイザーが常駐し、専門的な観点から子育て相談に応じるほか、子育て講座等の事業も行っている（主に乳幼児を育てている親とその子が対象）。

○ **子育て支援短期利用事業（ショートステイ）**

保護者の入院や通院（病気、出産）、あるいは冠婚葬祭や出張等により、家庭での養育が一時的に困難となった小学校修了前の子どもを施設で一定期間養育する事業

○ **子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）**

保護者が仕事などで帰宅が一時的に遅くなり、子どもに対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合等に、小学生を施設で午後10時まで預かる事業

○ **子どもシェルター**

親子関係のこじれ、児童虐待等を理由に家庭に戻ることができないおおむね10代後半の児童等の緊急の避難先として当面の衣食住を提供する施設

さ

○ **里親**

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができない子どもを自分の家庭に迎え入れて養育する人

○ **里親等委託率**

乳児院、児童養護施設への入所及び里親等に委託されている子どもの総数に占める里親等に委託されている子どもの割合

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院及び児童養護施設入所児童数} + \text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}$$

○ **産後うつ病**

出産後1~2週から数か月以内に現れるうつ病。出産後の女性の10~20%の頻度で生じる。

短期間に軽快するマタニティブルーズと異なり、治療が必要である。

○ **事業所内保育事業**

会社・事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

○ **児童館**

18歳未満の児童に健全な遊びの機会を提供し、健康の増進と情操を豊かにするために設置された児童福祉施設。子どもと子育て家庭を支える地域活動の拠点としての取組も行っている。

○ **児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）**

義務教育修了後満20歳までの子ども等が共同で生活し、職員から生活指導や就労支援を受けながら、安定的な就労と社会的自立を目指すもの

○ **児童福祉センター（児童相談所・発達相談所）**

児童福祉法に基づく行政機関として設置されている児童相談所を中心に、こころや身体の発達に関する相談や診療、障害のある子どもへの療育等を行う施設等が併設されている児童福祉の総合機関。センターでは、子育ての不安、発達の遅れ、障害、不登校、非行、子どもを家庭で育てられないなど、子どもに関するさまざまな相談に応じている。また、児童虐待の相談や通告も受け付けている。

なお、児童福祉センターの支所として、南区及び伏見区における児童福祉の拠点として、第二児童福祉センターを設置している。

○ **児童養護施設**

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができないおおむね1歳以上の幼児及び少年（原則18歳未満）が生活する施設

○ **自閉症スペクトラム**

自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害を含めたものであり、典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れる。

○ **社会的養護**

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことをいい、乳児院や児童養護施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームのように養育者の家庭において養育する「家庭養護」に分類される。

○ **小規模グループケア**

虐待を受けた子ども等を対象に、できる限り家庭的な環境のもとで職員との個別的な関係を重視した小人数での養育（乳児院の場合は4~6名、児童養護施設の場合は6~8名）を行い、他者との関係性の回復や愛着障害のケアを図るもの。このうち、本体施設外で行う小規模グループケアを「分園型小規模グループケア」という。

○ **小規模保育事業**

少人数（定員6~19人）の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業

○ **情緒障害児短期治療施設**

軽度の情緒障害のある子どもを短期間の入所又は通所により治療する施設

○ **真のワーク・ライフ・バランス**

京都市が提唱する独自のワーク・ライフ・バランスの考え方で、「仕事」「家庭」「地域・社会」との「つながり」を大切にし、そこで求められる役割や責任を果たすことで、心豊かな人生を送ることを目指すもの

○ **心肺蘇生法**

胸を強く圧迫する「胸骨圧迫」と口から肺に息を吹き込む「人工呼吸」によって、止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける方法であり、自動体外式除細動器（AED）を用いた心肺蘇生法が推奨されている。

○ **スクールカウンセラー**

不登校・いじめをはじめとする教育課題に対応し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、学校に配置される心の専門家である。学校における教育相談体制の充実と児童生徒に対する心のケア等を推進している。

○ **性感染症**

性的な接触によって起こる梅毒、淋病、クラミジア感染症、HIV感染症等の感染症

○ **総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」**

すべての京都市立総合支援学校に開設している教育相談センター。地域の障害のある児童生徒・保護者・小中高等学校、幼稚園等を対象に、総合支援学校の専門性や障害に対応した施設・設備をいかして、一人ひとりに応じた教育について相談と支援を行っている。

○ **相対的貧困率**

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合をいう。17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合を「子どもの貧困率」という。

○ **ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）**

障害のある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていくという考え方

○ **ソーシャルメディア**

インターネットを通じて不特定多数の利用者が情報をやりとりしたり、アイデアを共有したりする仕組み

た

○ **地域子育て支援ステーション**

身近な地域における子育て相談・ネットワークの拠点として、保育園（所）や児童館から「地域子育て支援ステーション」を指定し、子育て相談・子育て講座の実施や、小学校区内のネットワークづくりに取り組んでいる。

○ **地域小規模児童養護施設**

本体の児童養護施設から離れた家庭的な環境のもとで養育することが適切な子どもを対象に、地域の中の住宅地等に設置した小規模施設（定員6名）において、近隣住民との関係を保持しつつ、家庭生活の体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立の促進を図るもの

○ **注意欠如/多動性障害（AD/HD）**

年齢や発達に不釣り合いな不注意さや多動性、衝動性を特徴とする発達障害で、日常活動や学習等に支障をきたす状態

○ **昼間里親**

保護者の方の就労や病気等（保育園（所）と同じ要件）により家庭で保育できない主に3歳

未満の児童を、経験豊かな昼間里親が、個人の家庭等の落ち着いた雰囲気の中で保育する京都市独自の制度

○ **直接指導プログラム**

発達障害者支援センター「かがやき」において、児童福祉センター及び第二児童福祉センターの診療所との連携により、自閉症スペクトラムと診断された児童とその保護者を対象とした専門療育であり、継続した評価プログラムを通して障害特性を正しく理解し、家庭・学校・地域などでの支援につながることを目的とする評価・親支援のプログラム

○ **ドメスティック・バイオレンス (DV)**

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられている。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含む。

な

○ **ニート**

15~34歳の非労働力人口のうち、就業、就学、職業訓練のいずれも行っていない人

○ **乳児院**

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができないおおむね1歳未満の乳児（特に必要のある場合は幼児を含む。）が生活する施設

○ **乳幼児突然死症候群 (SIDS)**

乳幼児に突然の死をもたらす症候群のことであり、それまでの健康状態や既往歴からその死亡が予測できず、しかもその原因は不詳である。略称を「SIDS」という。

○ **認可外保育施設**

児童福祉法に基づく都道府県知事等の認可を受けていない保育施設のこと。このうち、①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」という。

○ **認定こども園**

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、保護者

が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる。また、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

○ ノーマライゼーション

障害のある人となない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

は

○ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、自立支援や保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。京都市では、京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターにおいて相談を受け付けている。

○ ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。）

○ ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができない子ども（定員5人又は6人）を、事業を実施する住居（ファミリーホーム）において養育する事業

○ 婦人相談所

女性に関する様々な相談に応じ、必要に応じて一時保護等を行う都道府県の機関であり、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとしても位置付けられている。

○ 保育園（所）

保護者の就労、病気や親族の介護等で、家庭で児童を保育できない場合、家庭に代わって児童を保育する施設。この計画においては、児童福祉法に基づく認可を受けた施設をいう。

○ 放課後等デイサービス

学校（学校教育法に規定する学校（幼稚園，大学を除く。））通学中の障害のある子どもに対して，放課後や学校長期休業中に，学校と連携，協働を図りながら，①自立した日常生活を営むために必要な訓練，②創作的活動や作業活動，③地域交流の機会の提供，④余暇の提供を継続的に実施することにより，学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進する事業

○ 放課後ほっと広場

近隣に児童館等がない地域において，学校施設を利用した放課後児童対策として，小学校内において，放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業（ゆうゆうクラブ）を緊密な連携のもと運営する事業

○ 放課後まなび教室

学校施設を活用し，地域や保護者，学生等の参画を得ながら，放課後の子どもたちに，学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する取組

○ 母子生活支援施設

子どもを養育している母子家庭（準ずる家庭を含む。）が，自立生活を目指して心身と生活の安定のために，相談や援助を受けながら生活する施設

ま

○ マタニティーブルーズ

出産による急激なホルモンの変化のため，産後数日間に起こる母親の感情の揺れ（特に理由もないのに涙もろくなる，食欲がなくなる，気分が落ち込むなど）。出産後の女性の約25～30%が経験する。通常は2週間ほどで落ち着く。

○ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員で，それぞれの担当地域において，関係機関・団体やボランティア等と協力しながら，福祉に関する相談・援助活動を行っている。民生委員・児童委員の中には，児童や子育てに関わる問題を専門的に担当する主任

児童委員がいる。

○ **面会交流**

離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うこと。

や

○ **ユニバーサルデザイン**

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

○ **幼稚園**

学校教育法に基づき認可・設置される教育機関であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的に、満3歳以上の小学校入学前児童に対し学校教育を行う。

○ **幼稚園における預かり保育**

幼稚園教育要領に基づき、地域の実態や保護者の希望に応じて、通園時間の前後（早朝や午後の時間帯）に希望者を対象に行う教育活動

○ **要保護児童対策地域協議会**

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら

○ **療育手帳**

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行ったり、各種の援助措置を受けていた
だきやすくするため、本人等の申請に基づき交付する手帳

○ **レスパイト・ケア**

子育てをしている保護者等の一時的な休息のための援助